

令和8年度
笹野浄水場
排水調整池清掃業務委託

仕 様 書

山形県企業局 置賜電気水道事務所

第1章 総括事項

第1節 一般事項

1. 適用範囲

この仕様書は、山形県企業管理者（以下「発注者」）が委託する、山形県企業局置賜電気水道事務所の「令和8年度笹野浄水場排水調整池清掃業務委託」に適用するものとする。受注者は、本仕様書、設計書及び「山形県県土整備部制定共通仕様書」に従い作業を実施しなければならない。

2. 業務概要

笹野浄水場において、排水調整池の泥上げ及び清掃作業を行うものである。

3. 業務実施時期

6月中旬～下旬を予定している。ただし、気象条件等により実施時期を変更する場合がある。

4. 業務内容

(1) 2系排水池排水ルート変更作業（水中ポンプ）

- ①12号、13号雨水マンホール内に排水管蓋及び土のうを設置し、排水調整池への排水ルートを遮断する。
- ②12号雨水マンホール内に水中ポンプを設置し、赤坂排水ルートに排水する。ポンプは昼夜連続運転とする。なお、受託者は作業開始前及び作業終了後にポンプと水路の点検を行うとともに、不具合が発生した場合は対処するものとする。

(2) 排水調整池泥上げ（サンドポンプ）

- ①泥水の排出先である No. 11～15 天日乾燥床において、ポンプ排水時の流水影響により、天日乾燥床の浸透構造（敷砂等）にできるだけ悪影響を与えないように、高密度ポリエチレン管やシート等で養生を行う。
- ②排水調整池（放水渠を含む）の泥水をサンドポンプにて天日乾燥床へ排水する。

(3) 排水調整池流入水排水（水中ポンプ）

天日乾燥床集水柵から排水調整池に流入する水を、水中ポンプにて境の沢排水ルートに排水する。この際、濁りが確認された場合は直ちにポンプを停止する。

(4) 排水調整池集泥

サンドポンプによるポンプアップと並行して、泥を人力及び機械にてピット柵に搔寄せる。

(5) 排水調整池清掃（高圧洗浄機）

排水調整池（放水渠を含む）のゴムシート等に付着した泥等を、高圧洗浄機等にて除去し泥水を天日乾燥床に排水する。

(6) スクリーン前土のう工（高さ約50cm）

排水調整池排水ゲートスクリーン前面の土のうを取り替える。

5. 作業資材について

排水作業で使用するサクションホース、排水管蓋は貸与する。またサニーホースは購入および貸与する。不足する場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

6. 提出書類

受注者は、契約締結後及び施工時期に下記の書類を発注者に提出すること。

名 称	宛 先	提 出 期 日	部 数
作業責任者届	企業管理者	契約後 7 日以内	2 部
工程表	企業管理者	契約後 7 日以内	2 部
業務計画書	監督職員	作業開始 1 ヶ月前まで	2 部
作業日報及び状況写真	監督職員	業務完了後直ちに	1 部
完了写真	監督職員	業務完了後直ちに	2 部
業務完了報告書	企業管理者	業務完了後直ちに	2 部
業務打合簿等	監督職員	適宜	2 部
監督職員の指示するもの	企業管理者	適宜	適宜

なお、写真については電子データ（JPG）も提出すること。

7. 検査

受注者は業務完了後、清掃、後片付け等を実施した後、速やかに必要な書類を提出し、検査員による検査を受けるものとする。

8. 契約上及び施工上の注意事項

- (1) 排水流量は、境の沢排水ルートで 350m³/h、赤坂排水ルートで 400m³/h を超えてはならない。
- (2) 設計書及び本仕様書等に記載された事項は概略仕様を指示するものであり、本委託作業を行う際は本業務に関して技術的及び作業上当然行うべきことについて全て含み、受注者は委託目的を達成するように施工しなければならない。
- (3) 修繕が必要な事項については、監督職員と協議しなければならない。
- (4) 本作業の安全対策等については、監督職員が特に指示する場合はそれに従うこととし、その他の安全管理全般については受注者の責任において管理すること。
- (5) 機械設備付近等の作業には破損事故等のないよう、必要な防護工を施工する等十分に注意して作業を行うこと。
- (6) 事故等が起きた場合は、速やかに監督職員に連絡し必要な処置を取ること。
- (7) 作業等の詳細については、監督職員と協議の上調整すること。

9. その他

- (1) 工程は、第 1 章第 1 節 3 項の業務実施時期に記載のとおりで想定しているが、異常気象やその他作業により変更が必要とされた場合、作業の進捗状況を勘案し作業の途中打切り等について協議するものとする。
- (2) 現場の取合せ等のために生じた軽微な変更は、任意作業の変更として取扱い、請負金額の増減はしないものとする。
- (3) 想定した水中ポンプ・サンドポンプの稼働日数等が、実施作業数量と大きな乖離が生じた場合は実績による変更とする。

- (4) 本業務期間中は、排水調整池に常時流入する水の切替を行い流入しないようにするが、予定外の排水流入も想定されることから、排水調整池内には重機器類を存置してはならない。排水の流入がある場合、若しくは予想される場合は監督職員より現場代理人へ報告する。
- (5) 本業務の実施にあたっては、別途発注している浄水場内における業務委託受注者と工程等の調整を行い、業務を円滑に遂行すること。なお、支障となる事項が生じた場合は監督職員と協議すること。
- (6) 本仕様書に記載のない事項については、受発注者協議の上で決定する。